

二 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（取得勧誘における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等）            第十三条 「略」</p> <p>2 令第一条の七第二号ロ(4)に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</p> <p>一 当該有価証券（当該有価証券の発行される日以前三月以内に発行された令第一条の六に規定する同種の新規発行証券（当該同種の新規発行証券の取得勧誘を行った相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の新規発行証券が令第一条の四各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める場合に該当するときにおける当該適格機関投資家が取得したもの（当該適格機関投資家以外の適格機関投資家に譲渡したものを含む。）を除く。）を含む。次項第一号イ(2)及びロ(1)(ii)において同じ。）の枚数又は単位（次号イにおいて単に「単位」という。）の総数が五十未満であること。</p> <p>二 「略」</p> <p>〔3〕8 「略」</p>	<p>（取得勧誘における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等）            第十三条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 当該有価証券（当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の六に規定する同種の新規発行証券（当該同種の新規発行証券の取得勧誘を行った相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の新規発行証券が令第一条の四各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める場合に該当するときにおける当該適格機関投資家が取得したもの（当該適格機関投資家以外の適格機関投資家に譲渡したものを含む。）を除く。）を含む。次項第一号イ(2)及びロ(1)(ii)において同じ。）の枚数又は単位（次号イにおいて単に「単位」という。）の総数が五十未満であること。</p> <p>二 「同上」</p> <p>〔3〕8 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

[